

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおり。

2 入札参加に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 ～ 7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県内に契約可能な事業所を有すること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (5) 愛媛県内において、自動車のリース実績がある者であること。

3 入札日時及び場所等

別記 2 のとおり

開札は、即時開札とする。

4 入札手続きに関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札参加資格確認申請書等入札関係書類を、別記 4 により、令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）午後 5 時 15 分までに提出しなければならない。
- (2) 入札書（見積書）については、所定の様式（当日配布するもの又は公告のホームページからダウンロードしたもの）を使用すること。（入札参加者又はその代理人は、必要な印鑑を持参すること。）
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札説明書、仕様書、契約書（案）、会計規則等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、質問事項がある場合は、別記 3 の所属の職員に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、所定の様式による入札書を直接提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (5) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (6) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用いなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び陰影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、又は押印しなければならない。（鉛筆書きによる記載は不可）
- (8) 書類への押印に際しては、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑及び保存性のないインク等の使用は認めない。ただし、押印に代わるものとして、外国人による署名は認める。

- (9) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印しなければならない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項等を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。(金額を訂正する場合は、新たな入札書に記載すること。)
- (11) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (12) 提出した入札書及び委任状は、返還、引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。この場合において、入札執行者は、入札者の損害に対する責めを負わないものとする。
- (14) 入札金額は、供給物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税、契約付帯条件等納入場所渡しに要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 入札公告等により入札参加資格確認申請書を提出した者に係る資格審査が入札日時までに終了しないときは、当該者は入札に参加することができない。

5 入札会場における注意事項

- (1) 入札及び開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。なお、原則的には、入札会場には、入札執行事務に関係のある職員を除き、入室できない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、会場を退場することはできない。
- (3) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (4) 入札参加者の代理人は、本件入札について 2 人以上の者の代理人となることはできない。また、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (5) 予定価格の制限内での入札がないときは、3 回を限度として入札をするものとする。3 回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2 回を限度として見積に移行するものとする。

6 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。

- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき(関与したすべての入札が無効)。
- (3) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき(関与した全ての入札が無効)。
- (4) 入札金額を記載せず入札したとき、又は入札金額を訂正して入札したとき若しくは入札金額の記載が不明瞭なとき。
- (5) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印のないとき。
- (6) 入札書及び委任状の金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (7) 入札参加者本人が入札する場合において、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。)
- (8) 入札書及び委任状において、契約等の名称に重大な誤りのあるとき。
- (9) 代理入札において、必要な手続要件を備えていないとき。
- (10) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められるとき。
- (11) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められるとき。
- (12) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を記載し入札したとき。
- (13) 入札者が入札に関し県の担当者の指示に従わなかったとき。
- (14) その他会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員を入場させ、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
- (4) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、会計規則、仕様書及び契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を明記した入札書又は入札辞退書を、入札執行者に直接提出することにより申し出るものとする。また、数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。

8 契約条項

別添契約書(案)のとおり。

9 入札保証金

- (1) 入札保証金については、会計規則第135条及び第137条の規定による。
- (2) 入札に際しては、入札見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。(別添「入札(契約)保証金について」を参照)

- (3) 入札保証金の免除を受けたい者は、入札（契約）保証金免除申請書を、上記４の（１）に掲げる日時までに提出する。東予地方局長は、入札保証金免除申請書の内容を確認し、免除の可否について提出者に書面で通知する。
- (4) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属し、取扱いについては、会計規則の規定による。

10 契約保証金

- (1) 契約保証金については、会計規則第152条及び第154条の規定による。
- (2) 契約保証金は、契約金額の10分の１以上の額とする。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (3) 契約保証金の免除を受けたい者は、入札（契約）保証金免除申請書を、上記４の（１）に掲げる日時までに提出する。東予地方局長は、契約保証金免除申請書の内容を確認し、免除の可否について提出者に書面で通知する。

11 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限（上記４の（１）に掲げる日時）までに電子メール（tou-soumu@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から５日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

12 資格審査に関する事項

製造の請負等に係る競争入札参加資格を有しないものは、製造の請負等競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札日までに資格を取得すること。

資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目４番地２ 電話 089-912-2156

13 その他の事項

- (1) 入札参加者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又はその代理人が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、別記３のとおり

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県東予地方局総務県民課防災対策室公用車（軽貨物EV）賃貸借契約
- (2) 賃貸借に係る物品及び数量
軽貨物電気自動車1台のメンテナンスリース
- (3) リース車両の内容等
別添仕様書のとおり
- (4) 賃貸借期間
別添仕様書のとおり
- (5) 納車場所
愛媛県東予地方局西条庁舎（西条市喜多川796番地1）
- (6) 入札方法
入札者は、メンテナンスリースに要する一切の諸経費を含めた金額を見積もったうえで、1月当たりの賃借料を入札金額として記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び開札の日時・場所

- (1) 日 時 令和7年6月13日（金曜日）午前10時00分
- (2) 場 所 西条市喜多川796番地1
愛媛県東予地方局西条庁舎 5階第2会議室

3 事務を担当する所属

- (1) 所属の名称 愛媛県東予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室
- (2) 所在地 〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796番地1
- (3) 電 話 0897-56-1300（内線212）

4 入札関係書類について

- (1) 提出書類
ア 入札参加資格確認申請書
イ 仕様確認書
ウ リース車両の保守体制
〔入札（契約）保証金の免除を希望する場合〕
カ 入札（契約）保証金免除申請書
キ 納入実績証明書
- (2) 提出及び受付時間
ア 提出先 愛媛県東予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室
イ 提出期限 令和7年6月6日（金曜日）午後5時15分
ウ 受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
（正午から午後1時までの間を除く）
- (3) 入札参加の可否の通知
提出された入札参加資格確認書類の内容を審査し、入札参加の可否について、入札の日までに提出者に対して「入札参加資格確認通知書」により通知する。

入札（契約）保証金について

1 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札説明書に記載しているとおり、入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。必要な金額を、次のいずれかで納付してください。

ただし、(4) に該当する場合は免除されます。

- ・現金
- ・小切手（入札日の 10 日前から入札日までの間に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可）

※指定金融機関等は別紙のとおり

(2) 入札保証金の額

入札者が見積もる入札金額 $\times 110 / 100$ の金額の 100 分の 5 以上が必要です。

（例）入札書に 1,000,000 円と記入する場合

$$\left[\begin{array}{l} 1,000,000 \text{ 円} \times 110 / 100 = 1,100,000 \text{ 円} \cdots \text{入札者が見積もる契約金額} \\ 1,100,000 \text{ 円} \times 5 / 100 = 55,000 \text{ 円} \cdots \text{入札保証金額} \end{array} \right]$$

(3) 納付期限及び方法

①入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

- ・「代表者本人」が入札参加→代表者印
- ・「代理人」が入札参加→委任状に押している印（代表者印は不要）

②金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

③入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に 200 円の収入印紙を貼付してください。

④落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

(4) 免除

①保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

②過去 2 年間に於いて、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、別紙「入札（契約）保証金免除申請書」を提出（契約書の写し（2 件以上）及び当該契約に係る履行実績を証明する資料を添付）することにより、入札（契約）保証金が免除される場合があります。

申請書の審査結果は、入札参加資格確認通知書で通知します。

2 契約保証金について

落札者は、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。

ただし、1(4)等に該当する場合は免除されます。

指定金融機関等一覧区分

区分	金融機関名
指定金融機関	株式会社伊予銀行
指定代理金融機関	株式会社愛媛銀行
	愛媛県信用農業協同組合連合会
収納代理金融機関	愛媛信用金庫
	宇和島信用金庫
	東予信用金庫
	川之江信用金庫
	観音寺信用金庫
	四国労働金庫
	愛媛県信用漁業協同組合連合会
	株式会社みずほ銀行
	株式会社三井住友銀行
	株式会社中国銀行
	株式会社広島銀行
	株式会社山口銀行
	株式会社阿波銀行
	株式会社百十四銀行
	株式会社四国銀行
	株式会社徳島大正銀行
	株式会社香川銀行
	株式会社高知銀行

(注) みずほ銀行及び三井住友銀行以外の収納代理金融機関については、県内に所在する本支店に限る。